

国立大学法人富山大学動物実験取扱規則

平成19年10月1日制定
平成19年11月15日改正
平成20年4月1日改正
平成21年4月1日改正
平成24年10月1日改正
平成26年6月24日改正
平成27年4月1日改正
平成30年3月27日改正
令和元年9月24日改正
令和4年8月24日改正
令和5年3月29日改正
令和6年3月27日改正
令和7年3月24日改正

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 適用範囲（第4条）
- 第3章 組織（第5条～第13条）
- 第4章 動物実験等の実施（第14条～第17条）
- 第5章 施設等（第18条～第23条）
- 第6章 実験動物の飼養及び保管（第24条～第32条）
- 第7章 安全管理（第33条～第35条）
- 第8章 教育訓練（第36条）
- 第9章 自己点検・評価及び検証（第37条）
- 第10章 情報公開（第38条）
- 第11章 補足（第39条～第42条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」（以下「法」という。）及び「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」（以下「飼養保管基準」という。）に基づき、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）」（以下「基本指針」という。）を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月）」（以下「ガイドライン」という。）を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）における動物実験等及び実験動物の飼養及び保管等を適正に行うため、学長の責務、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続き、実験動物の飼養及び保管等必要な事項を定めるものとする。

2 本学における動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針、「動物の殺処

分方法に関する指針」(平成7年総理府告示第40号), その他の法令等に定めがあるもののほか, この規則の定めるところによるものとする。

(基本原則)

第2条 動物実験等の実施に当たっては, 法及び飼養保管基準に則し, 動物実験等の原則である代替法の利用(科学上の利用の目的を達することができる範囲において, できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。), 使用数の削減(科学上の利用の目的を達することができる範囲において, できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。)及び苦痛の軽減(科学上の利用に必要な限度において, できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。)の3R(Replacement, Reduction, Refinement)に基づき, 適正に実施しなければならない。

2 実験動物の飼養及び保管に当たっては, 科学上の利用の目的を達することができる範囲において, 動物福祉の基本理念である「5つの自由(飢え及び渇きからの解放, 肉体的不快感及び苦痛からの解放, 傷害及び疾病からの解放, 恐怖及び精神的苦痛からの解放, 本来の行動様式に従う自由)」に配慮して実施すること。

(定義)

第3条 この規則において, 次の各号に掲げる用語の定義は, それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 本条第5号に規定する実験動物を教育, 試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 実験室 実験動物に実験操作(48時間以内の一時的保管を含む。)を行う動物実験室をいう。
- (4) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- (5) 実験動物 動物実験等の利用に供するため, 施設等で飼養又は保管している哺乳類, 鳥類又は爬虫類に属する動物(施設等に導入するために輸送中のものを含む。)をいう。
- (6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち, 動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 管理者 学長の命を受け, 実験動物及び施設等の管理を担当する総括的な責任者(部局等の長)をいう。
- (10) 施設等管理者 管理者を補佐し, 施設等の維持管理を担当する者をいう。
- (11) 実験動物管理者 実験動物に関する知識及び経験を有し, 飼養保管施設において管理者を補佐し, 実験動物の管理を担当する者をいう。
- (12) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (13) 管理者等 学長, 管理者, 施設等管理者, 実験動物管理者, 動物実験実施者及び飼養者をいう。

- (14) 指針等 動物実験等の実施に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

第2章 適用範囲

(適用範囲)

第4条 この規則は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用する。

- 2 動物実験責任者は、動物実験等を本学以外の機関に委託等する場合、委託等先においても、指針等に基づき、適正に動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

第3章 組織

(組織)

第5条 学長は、最終的な責任者として本学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の飼養及び保管を統轄する。

- 2 学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握とその結果に基づく改善措置、飼養保管施設の整備、並びに飼養保管施設及び実験室の承認、動物実験等に係る安全管理、教育訓練、自己点検・評価、外部の専門家による検証、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に必要な措置に関して責務を負う。
- 3 学長は、前項の責務を遂行するために報告又は助言を行う組織として、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 4 学長が指名した理事又は特命理事は、本学における動物実験等の取扱いに関し学長を補佐し、必要に応じて学長の職務を代行する。

(審議事項)

第6条 委員会は、学長の諮問を受け、次の事項を審査又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が動物実験等に関する法令、飼養保管基準、基本指針及び本規則に適合していること。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (5) 自己点検・評価、外部の専門家による検証並びに情報公開に関すること。
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のために必要な事項に関すること。

2 委員会は、必要に応じて安全管理に注意を要する動物実験に関連する委員会等と相互に必要な情報の提供等を行うよう努めること。

(構成)

第7条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 理学部及び工学部から選出された教員 各1人
- (2) 医学部及び薬学部から選出された教員 各1人
- (3) 和漢医薬学総合研究所から選出された教員 1人
- (4) 附属病院から選出された教員 1人

- (5) 教育学部から選出された人文・社会科学系の教員 1人
 - (6) 研究推進機構研究推進総合支援センター生命科学先端研究支援ユニット動物実験施設長
 - (7) 研究推進機構研究推進総合支援センター生命科学先端研究支援ユニットの業務に従事する教員の中から学長が指名した者 1人
 - (8) 動物実験を行わない教員の中から学長が指名した者 1人
 - (9) 動物に関し専門的な知識を有する学外者で学長が委嘱した者 1人
- 2 前項の委員の選出は、動物実験等に関して優れた識見を有する者、実験動物に関して優れた識見を有する者及びその他学識経験を有する者をそれぞれ1名以上含めるものとする。

(委員長等)

第8条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第9条 第7条の委員(同条第1項第6号の委員を除く。)の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第10条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審議には加わらないものとする。

(秘密の保持)

第11条 委員は、動物実験計画に関して知り得た情報を関係者以外に漏洩してはならない。

(委員以外の者の出席)

第12条 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(事務)

第13条 委員会に関する事務は、研究推進部研究振興課が行う。

第4章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案及び審査の手続き)

第14条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、委員会が別に定める動物実験計画書を学長に申請しなければならない。

(1) 研究の目的、意義及び必要性

(2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。

(3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、

動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。

(4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。

(5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること。

2 学長は、動物実験等の開始前に前項を申請させ、委員会の審査を経て承認又は非承認を決定し、その結果を当該動物実験責任者及び当該動物実験責任者の所属する部局等の長に通知する。

3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、動物実験等を行うことができない。

（実験計画の変更又は追加の申請）

第 15 条 動物実験責任者は、承認を受けた動物実験計画に変更又は追加の必要が生じたときは、委員会が別に定める動物実験計画（変更・追加）承認申請書を学長に提出し、学長の承認を得た後でなければ、変更又は追加の実験を行うことができない。

（実験計画の終了又は中止の報告）

第 16 条 動物実験責任者は、実験を終了又は中止したときは、委員会が別に定める動物実験（終了・中止）報告書及び動物実験結果報告書を学長に提出しなければならない。

2 学長は、必要な場合は委員会の助言を受けて適正な動物実験等の実施のための改善措置を講じなければならない。

（実験操作）

第 17 条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、動物実験等に関する法令、飼養保管基準、指針等に則するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。

(2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項

イ 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用

ロ 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む。）の配慮

ハ 適切な術後管理

ニ 適切な安楽死の選択

(3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、麻薬・向精神薬等、病原体及び遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び本学における関連する規則等に従うこと。

(4) 前号に定める実験を行う場合は、安全のための適切な施設や設備を確保すること。

(5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。

(6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

第5章 施設等

(飼養保管施設の設置)

第18条 施設等管理者は、飼養保管施設を設置（変更を含む。）する場合は、委員会が別に定める飼養保管施設設置承認申請書を管理者を経て学長に提出し、学長の承認を得なければならない。

2 学長は、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により、承認または非承認を決定し、その結果を当該施設の管理者及び施設等管理者に通知する。

3 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該飼養保管施設での実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができない。

4 学長は、実験動物の飼養及び保管の状況について施設等管理者・実験動物管理者から報告させ、必要な場合は委員会の助言を受けて改善を指示しなければならない。

(飼養保管施設の要件)

第19条 飼養保管施設は、以下の要件を満たさなければならない。

(1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。

(2) 実験動物の種類や生理、生態、習性等、並びに飼養又は保管する数に応じた飼育設備を有すること。

(3) 床や内壁などの清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。

(4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。

(5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(6) 実験動物管理者がおかれていること。

(実験室の設置)

第20条 施設等管理者は、飼養保管施設以外において、実験室を設置（変更を含む。）する場合、委員会が別に定める実験室設置承認申請書を管理者を経て学長に提出し、学長の承認を得なければならない。

2 学長は、申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により、承認又は非承認を決定し、その結果を当該施設の管理者及び施設等管理者に通知する。

3 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等（48時間以内の一時的保管を含む。）を行うことができない。

(実験室の要件)

第21条 実験室は、以下の要件を満たさなければならない。

(1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。

(2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。

(3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第22条 施設等管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

2 施設等管理者は、実験動物の種類、生理、生態、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境を確保しなければならない。

(施設等の廃止)

第 23 条 施設等管理者は、施設等を廃止する場合、委員会が別に定める施設等廃止届を管理者を経て学長に届け出なければならない。

2 学長は、届け出された施設等廃止届に基づき、委員会による施設等の調査を経て廃止を承認すること。

3 施設等を廃止する場合には、施設等管理者及び実験動物管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養又は保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

第 6 章 実験動物の飼養及び保管

(マニュアルの作成と周知)

第 24 条 施設等管理者及び実験動物管理者は、飼養保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知し遵守させなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第 25 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第 26 条 施設等管理者及び実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入しなければならない。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

(給餌及び給水)

第 27 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の種類、生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌及び給水を行わなければならない。

2 実験動物管理者は、飼養保管施設の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により、飼育又は保管をする実験動物の数及び状態の確認が行われるようにしなければならない。

(健康管理)

第 28 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行わなければならない。

(異種又は複数動物の飼育)

第 29 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養又は保管する場合、その組合せを考慮した収容を行わなければならない。

(記録の保存及び報告)

第 30 条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、

保存しなければならない。

- 2 施設等管理者は、年度ごとに飼養又は保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告しなければならない。

(譲渡等の際の情報提供)

- 第 31 条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養又は保管の方法、感染性疾病等に関する情報を譲渡先に提供しなければならない。

(輸送)

- 第 32 条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止に努めなければならない。

第 7 章 安全管理

(危害防止)

- 第 33 条 施設等管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

- 2 施設等管理者は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等の外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。
- 3 施設等管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者の実験動物由来の感染症やアレルギー疾患等の罹患又は実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時に必要な措置を講じなければならない。
- 4 施設等管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めなければならない。
- 5 管理者等は、人に危害を加える等のおそれがある実験動物について、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別措置を技術的に可能な範囲で講じるように努めなければならない。
- 6 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、相互に実験動物による危害の発生の防止に必要な情報の提供等を行うよう努めなければならない。
- 7 管理者等は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

- 第 34 条 施設等管理者は、地震、火災、人と動物の共通感染症の発生時等の緊急時に執るべき措置の計画（災害対策マニュアル）をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

- 2 施設等管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めなければならない。

(人と動物の共通感染症の対応)

- 第 35 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めること。
- 2 施設等管理者、実験動物管理者及び動物実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めること。

第8章 教育訓練

(教育訓練)

第36条 実験動物管理者，動物実験実施者及び飼養者は，次に掲げる事項に関する所定の教育訓練を受けなければならない。

- (1) 動物実験等に関する法令，指針等，本学の定める規程等
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保及び安全管理に関する事項
- (5) 人と動物の共通感染症に関する事項
- (6) その他，適切な動物実験等の実施に関する事項

2 学長は，教育訓練の実施日，教育内容，講師及び受講者名の記録を保存しなければならない。

3 学長は，実験動物管理者，動物実験実施者及び飼養者の別に応じて，必要な教育訓練が確保されるよう努めるものとする。

第9章 自己点検・評価及び検証

(自己点検・評価及び検証)

第37条 学長は，委員会に基本指針への適合性並びに飼養保管基準の遵守状況に関し，毎年，自己点検・評価を行わせるものとする。

2 委員会は，動物実験等の実施状況等や飼養保管状況に関する自己点検・評価を行い，その結果を学長に報告しなければならない。

3 委員会は，施設等管理者，実験動物管理者，動物実験責任者並びに飼養者等に，自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

4 学長は，自己点検・評価の結果について，学外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

第10章 情報公開

(情報公開)

第38条 学長は，次に掲げる本学における動物実験等に関する情報を毎年1回程度公表する。

- (1) 動物実験等に関する規程
- (2) 実験動物の飼養又は保管の状況
- (3) 自己点検・評価
- (4) 外部の専門家等による検証の結果
- (5) 動物実験委員会の構成等の情報

第11章 補足

(準用)

第39条 第3条第5号に定める実験動物以外の動物を動物実験等に供する場合においても，飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

(適用除外)

第40条 畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良

を目的とした実験動物（一般に、産業用家畜と見なされる動物種に限る。）の飼養若しくは保管及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管については、第 27 条、第 28 条、第 30 条、第 33 条、第 34 条及び第 35 条を除き本規則を適用しない。

（部分開示）

第 41 条 動物実験計画書は、開示請求があった場合、全面開示を原則とするが、やむを得ない理由により部分開示を求める場合には、動物実験責任者は、動物実験計画書提出時に開示しない箇所及びその理由を付して申し出ることとする。

（雑則）

第 42 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

（1） 国立大学法人富山大学動物実験取扱規則（平成 17 年 10 月 1 日制定）

（2） 国立大学法人富山大学動物実験委員会規則（平成 17 年 10 月 1 日制定）

（3） 国立大学法人富山大学動物実験委員会五福キャンパス専門部会要項（平成 17 年 10 月 1 日制定）

（4） 国立大学法人富山大学動物実験委員会杉谷キャンパス専門部会要項（平成 17 年 10 月 1 日制定）

附 則

この規則は、平成 19 年 11 月 15 日から施行し、平成 19 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和 4 年 8 月 24 日から施行する。

2 この規則の施行日の前日において、人間発達科学部から選出された委員であった者は、この規則により教育学部から選出されたものとみなす。ただし、任期については、第 9 条の規定にかかわらず、令和 5 年 9 月 30 日までとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。